

平成30年4月26日

報道関係者 各位

島原市若者チャレンジ事業及び島原市わかもの創業チャレンジ事業の募集について

標記のことについて、意欲ある若者の取り組みを応援するため、下記事業の対象者を募集していますのでお知らせします。

記

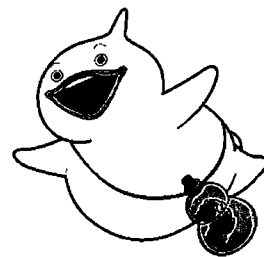
- 1、事業名 ①島原市若者チャレンジ事業
募集期間 平成30年5月31日（木）まで

②島原市わかもの創業チャレンジ事業（平成30年度新規事業）
募集期間 平成30年7月9日（月）まで
- 2、事業内容 別表をご覧ください。
- 3、その他
詳しい内容は、別紙「募集要項」や市ホームページをご参照ください。

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



担当：島原市 島原ふるさと創生本部 上田
電話：0957-63-1111（内線 142）
E-mail seisaku@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん

若者チャレンジ、創業チャレンジ比較表

名称	島原市若者チャレンジ事業	島原市わかもの創業チャレンジ事業
目的	<u>雇用の創出、地域課題の解決、地域の賑わいの創出</u>	<u>創業支援、地域経済の活性化、移住・定住の促進</u>
事業対象者	<u>団体向け</u> (若者が代表である団体で、構成員の過半が市内在住または、本市出身の若者であること。)	<u>個人向け</u> 本市に移住した(予定も含む)若者、または市内在住の若者
対象年齢	<u>15歳</u> ～48歳(平成30年4月1日現在) ※団体には20歳以上の者が一人以上含まれていること	<u>20歳</u> ～48歳(平成30年4月1日現在)
対象事業	<u>すべての要件を満たす事業</u> ① 地域の特色を活かした地域課題の解決、地域の賑わいの創出など地域の活性化に寄与すると認められる事業であること。 ② 若者ならではの柔軟な発想及びチャレンジ精神を活かした独創性、先進性のある自発的な企画による事業であること。 ③ 将来に向けた事業展開が大いに期待できる事業であり、本市の雇用の創出が期待できる事業であること。 ④ 市内で実施される事業であること。(補助対象団体の主たる活動に関連する事業については、市外での実施を認める場合がある。) ⑤ 年度内に完了する事業であること。	<u>次のいずれかに該当</u> する事業です。 ① 農商工連携による新規事業 ② 地域資源を活用した特産品加工事業 ③ 特産品を活用した飲食事業 ④ ITビジネスの進出による産業振興に寄与する事業 ⑤ 伝統工芸、芸術等、創作活動に関する事業 ⑥ 新たな分野に挑戦する事業
補助対象経費	<u>事業運営費</u> (人件費、消耗品費、通信運搬費など)	<u>創業に必要な経費</u> (事業拠点費、広告宣伝費など)
補助率	<u>10分の8</u> ※団体の構成員に対する人件費等の対象外事業費あり ※当該年度の予算による上限有。	<u>2分の1</u> 上限額 移住者等75万円 定住者50万円
募集期間	平成30年5月31日(木)まで	平成30年7月9日(月)まで
審査方法	<u>審査会を開催し、申請者によるプレゼンテーションを実施。</u> 審査員の点数により採択	<u>書類審査及び聞き取り調査等</u> を経て、要件を満たした場合採択。
補助期間	最長3年間可能 ただし、継続の場合も、新規申請団体と同様に、申請書類提出後、審査会でプレゼンテーションし、審査後の採択が必要	申請年度のみ交付
その他		交付を受けた者は2年以上継続して市内で事業を行わなければならない。